

- (5) 昭和44年度福生町公益質屋特別会計
 (6) 昭和44年度福生町公共用地特別会計
 (7) 昭和44年度福生町学校用地特別会計
 (8) 昭和45年度福生町一般会計
 (9) 昭和45年度福生町国民健康保険特別会計
 (10) 昭和45年度福生町と畜場特別会計
 (11) 昭和45年度福生町福生都市計画福生土地区画整理事業特別会計
 (12) 昭和45年度福生町公益質屋特別会計
 (13) 昭和45年度福生町公共用地特別会計
 (14) 昭和45年度福生町用品調達基金
 (15) 昭和45年度福生町公益質屋基金
 (16) 昭和45年度福生町土地開発基金
 (17) 昭和45年度福生町水道事業会計

5. 結 果

関係帳簿及び、証書類を審査の結果各会計とも良好であると

認める。

6 参 考

昭和45年4月分歳入歳出現計表(昭和44年度)

	3月末有高	歳 入	歳 出	4月末有高
一 般 会 計	25,247,408	197,200,485	150,612,161	71,835,732
国 保 会 計	29,591,792	2,453,979	11,460,716	20,585,055
と 畜 場 会 計	257,436	2,166,170	732,895	1,690,711
区画整理会計	44,757,767	1,714,653	18,653,127	27,819,293
公益質屋会計	535,364	15,414	241,902	308,876
公共用地会計	89,942	0	7,200	82,742
用品調達基金	229,416	0	229,416	0
公益質屋基金	228,900	0	228,900	0
土地開発基金	23,187,621	0	23,187,621	0
小 計	124,125,646	203,550,701	205,353,938	22,322,409
水道事業会計	49,517,202	0	49,517,202	0
合 計	173,642,848	203,550,701	254,871,140	22,322,409
学校用地会計	551,084	82,994	634,078	0

昭和45年4月分歳入歳出現計表(昭和45年度)

	—	歳 入	歳 出	4月末有高
一般会計	0	61,646,942	32,201,416	29,445,526
国保会計	0	4,490,430	886,640	3,603,790
と畜場会計	0	2,423,370	1,510,484	912,886
区画整理会計	0	500,000	353,314	146,686
公益質屋会計	0	306,693	74,606	232,087
公共用地会計	0	2,141,400	0	2,141,400
用品調達基金	0	488,196	149,540	338,656
公益質屋基金	0	1,525,500	1,338,500	187,000
土地開発基金	0	23,409,621	2,719,478	20,690,143
小 計	0	96,932,152	39,233,978	57,698,174
水道事業会計	0	60,905,796	3,288,479	57,617,317
合 計	0	157,837,948	42,522,457	115,315,491

第二回福生町議会定例会会誌録 (第七号)

昭和四年六月三日福生町議会議場に第二回福生町議定会が開催

された。

一、出席議員は次のとおりである。

一、欠席議員は次のとおりである。

一番	下	沼	香	仁	七	君	二番	加	藤	清	一	君	三番	関	永	吉	君
四番	小	澤	仁	七	君	五番	森	田	有	雄	君	六番	高	波	忠	君	七番
七番	岩	田	有	雄	君	八番	中	里	元	一	君	九番	下	野	了	君	十番
十番	川	杉	重	雄	君	十一番	杉	本	有	雄	君	十二番	下	野	了	君	十三番
十三番	小	林	暢	吉	君	十四番	高	橋	于	一	君	十五番	田	不	唯	君	十六番
十六番	中	林	暢	吉	君	十七番	水	谷	清	一	君	十八番	田	不	唯	君	十九番
十九番	中	林	暢	吉	君	二十番	水	谷	清	一	君	二十一番	田	不	唯	君	二十二番
二十二番	石	川	葉	仁	君	二十三番	伊	東	忠	一	君	二十四番	石	川	信	義	君

一、欠員は次のとおりである。

一、議会事務局職員は次のとおりである。

議事局長 島田

議事係長 須崎

議事係長 須崎

議事係長 須崎

議事係長 須崎

主事 神島田幸治君

一、地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

町長 石川常下郎君

助役 篠崎俊夫君

収入役 橋本孝蔵君

収入役 橋本孝蔵君

教育長 河田信二君

企画調査室長 下野忠一君

企画調査室主幹 生子国利君

企画調査室主幹 生子国利君

総務課長 高水 木君

税務課長 田村忠雄君

住民課長 森田 武君

住民課長 森田 武君

福祉課長 森田 雄君

衛生課長 乙津京吉君

産業課長 中村 浩君

産業課長 中村 浩君

建設課長 古谷徳男君

都市計画課長 須見裕康君

水道課長 工野重勝君

水道課長 工野重勝君

教育委員会庶務課長 河田和雄君

教育委員会庶務課長 井上久男君

建設課長補佐 有藤多市君

建設課長補佐 有藤多市君

一、本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一 議案第四十三号 福生町自治会館条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第二 議案第四十九号 福生市福祉事務所設置条例（審査報告）

日程第三 議案第五十号 福生市福祉会館条例（審査報告）

日程第四 議案第五十二号 昭和四十五年度福生町一般会計補正予算（第一号）（審査報告）

報告）

日程第五 議案第五十三号 昭和四十五年度福生町水道事業会計補正予算（第一号）（審査報告）

（審査報告）

日程第六 議案第五十四号 町道路線の変更について（審査報告）

日程第七 議案第五十五号 町道路線の廃止について（審査報告）

日程第八 陳情第四号 都市計画街路二、二、四号築造に関する陳情書（審査報告）

日程第九 陳情第八号 町道設置及び舗装に関する陳情書（審査報告）

日程第十 議案第五十六号 医療保険制度の改革に関する決議

日程第十一 閉会中の継続審査申し出について

午後一時一分開議

○議長

石川信義君 午前十時より昭和四十年六月二日補生付
議定例会が二日目の会議を閉じます
二日目の日程に入ります

○議長

石川信義君 本日の議事運営については議会運営委員
会におき検査してありますので委員長から報告を願ひ
ます

○議長

議定例会(中沢弘之君) 二報告いたします
議定例会(中沢弘之君) 二報告いたします
議定例会(中沢弘之君) 二報告いたします

報告がルに新たに議定例会(中沢弘之君) 二報告いたします
報告がルに新たに議定例会(中沢弘之君) 二報告いたします
報告がルに新たに議定例会(中沢弘之君) 二報告いたします

報告がルに新たに議定例会(中沢弘之君) 二報告いたします
報告がルに新たに議定例会(中沢弘之君) 二報告いたします
報告がルに新たに議定例会(中沢弘之君) 二報告いたします

より報告を願ひ、市論つくりたい、この事に備へし、その後で
決議その他を願ひました。なお市長より長い市制三十手
で、市制施行を迎えるにあたり、特に発言を求められよう
との事、諸般の議事終了時点で挨拶をこめたい、たくことに
いたしました。

なお議長より、全資協議会開催の認可を、議会連席委
員会と、こもつて承いたし、また、この定例会終了後にお願ひ
する、ことにいたしました。このため、お食みおこ願ひます。
福生市が昭和十九年、市制を施行以来、星霜三十手、大東
亜戦争、敗戦、民主主義の浸透、教育の改革、民主制度の
確立等々、社会変動に準つて流動し、複雑多岐な年月を、た
か春日は、市制施行福生市として、下ろつて、行くことになり
ますと、福生市議会として、この議事を、本会議は、本日、白とな
り、この事を、おこらるゝと、迎えるに、いたります。
い、と、この議会として、意見ある、ま、この議事が、整々と、また、何
滑のうちに、終結し、有終の業を飾り、市章に、着した、市議会の

日が迎へられ、ます、ま、この協力をお願ひ、いたります、報告と
いたります。

議長(石川信義君) たい、この報告を、おこら、た、と、お、本日、の議事を
進め、ます、いたし、と思ひます。
よろしく、お願ひ、いたし、ます。

議長(石川信義君) なお、報告事項が、あり、ます、ので、議会事務局
長、こ、報告、いた、させ、ます。

(鳥田議会事務局長報告)
一、陳情書、市報告書の、提出、に、つ、つ、(陳情、オ、七、号、行政
区域、の変更、に、関、する、陳情書) 引、添、付、呈、

議長(石川信義君) 日程、カ、一、議案、カ、四、十三号、福生市、自治、会、館、茶
例、の、制、を、改正、する、条例、を、議題、いた、し、ます。
本、案、に、つ、つ、は、厚生、委員、会、に、審査、を、付、託、し、て、お、り、ます、ので、
委員、長、から、報告、願ひ、ます。 厚生、委員、長、 石、本、育、雄、君

○厚生委員長
杉本育雄君
三指加二
に二に
さす
にの
署長報告

議東閣查報古書朗讀
別添參照

は、お本業の層に
つぎつぎと
補足説明を
いたします。

子供担当課長からは、各々の説明を求め、福祉会館の建設に伴
 った改正する必要があるとのことで、各段は、所を市に求め、求め

仁のあり、
 カ三系にお
 いて、子
 子で、自
 然公館に
 休館日
 か

かつたものを福社会館に
あつたものを福社会館に
あつたものを福社会館に

商店街などの木業組合のたすの母のである。同様にして市長の夫人は

の翌日及び手末手始といたちのて二めを事ほどはの観念

工高時に変更するに
かゝることにし
て、施行日に
つて

は福社名館にあめせることとしたとの説明がある。

竹園に入り、
い子子で
二子子で
三子子で
四子子で
五子子で
六子子で
七子子で
八子子で
九子子で
十子子で

[illegible]

福生町議 会

子に休館日は他市の施設同様週一回の休館とした。自治会

館の管理人は福祉会館の職員とする。管理については福祉会館と

自信館とあつた
せう
行
く
東
へ
イ
ト
と
い
信
に
あ
る。

所館
五カ
二セ
一福
七世
星事務
見務
立防
二
我負
二名
社合
福社
市協
議合
会か
う二

討
 四
 知
 理
 運
 常
 に
 あ
 り
 と
 の
 答
 守
 が
 予
 金
 買
 が

一、新入の本果に於て原果の求すべきものと求定しに求やて

[illegible]

いふとそへて、
うへに、
の、
た、
い、
す、
う、
お、
願、
い、
に、

議長(名川信義君)以上で委員長の審査報告は終りました。

ニハナリ不負長報の旨に
おこなふ事、實を行使す。

男議
人
呼
者
中

○義長
石川信義
君
以上
で
實
証
を
終
り
す。

議果が四十三号に
好す。要員長

報告は、
本県は、委員長の報告とあり

決する由に之を議して之の子やんか

(一) 要議は「一」と呼ぶ者あり

○議長(石川信義君) 二番議は「一」と認めます。よろしく議案が四十三号は委員報告とありの決いたしなす。

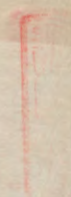
○議長(石川信義君) 日程が二議案が四十九号福生市福祉事務所設置条例と議題といたします。

本席に一つは厚生委員会に審査とは託してありますので委員長の報告を願います。厚生委員長 杉本省雄君

○厚生委員長(杉本省雄君) 二稿をいたしたため審査報告といたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

は本席につくす審査報告の補足説明をいたします。まず担当課長には答の説明を求めました。市にはなると社会福祉事業法の規定により設置するもの、条例の一条におく設置を規定し、名称と福生市福祉事務所、



位置と東京都福生市本町四番地、二条におく所掌事務として福祉法の生活保護法、児童福祉法、母子福祉法、精神薄弱者福祉法、身体障害者福祉法、事務のほかに保育に公益質屋、福祉会館の管理運営、二行路病人災害援護、三赤十字、赤い羽根のなどの募集など七月一日市制施行の日から施行するものであるとの説明があったのであります。

本席に一つは質疑も少なく、取負数は二ナニ名の定数であるが現にナニ名であるとの答弁があり、全員が一取し本席について質疑と求めたものと決定した不やであります。ひとつは二番議のうえ二の決いたしたすようお願ひ申しあげます報告といたします。

○議長(石川信義君) 以上で委員長の審査報告は終了した。

二のより委員報告にはする質疑と行はいます。(一) 要議は「一」と呼ぶ者あり

○議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

おほかりにいたします。議案が四十九号に存する。委員合報
吉は不承であります。本報は委員合報告とあり承するに
二重議二ついふやせんか。

(「二重議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 二重議なしと認めます。 ちうて議案が四十九号
は委員合報告とあり不承にいたします。

○議長(石川信義君) 目録が三議案が五十九号福生市福祉会館条
例を議題といたします。

本報にうけは厚生委員会に審査を託してありますので
委員長から報告をお願いします。 厚生委員長 杉本省雄君

(厚生委員長 杉本省雄君登壇)

○厚生委員長(杉本省雄君) 指針をいたしたまうたので審査報告を
いたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照
は本報にうけまうた補足説明をいたします。

福生市町議会

議案

まづ担当課長から各の説明を求めました。

福祉会館完成により条例が要となつたもので、設置の
目的は市長の福祉の増進と市民の向上をはかるため設置す
る。但し置は福祉市子で一六三番地に置く。是案、老人
福祉センターの市長、老人福祉法では六千円であるが、柳
の指導要領をおおむね六千円とすべくおりそのようにした
この大目に見ても現に調査中であるが、簡易手帳を発行する
この福祉会館の加入の有無にかかわらず発行する。その後の設
当者については本人の申し出により発行する。保育に及ける見
見については学校一手から三手まで四手五手程度と考へる
。施設については老人の福祉関係で地下市場と一階、保
育に及ける児童の施設として二階の一階、社会教育活動の施
設として二階の一部と三階にわたる。休館日には曜日、日
自若合館と同様であるが、学童保育については日曜日、
日中の祝日、夏休み、冬休み、春休み、閉校記念日、都民
の日となつてゐる。閉館時間は午前九時から午後五時

とは、いろいろが、管理者の定める規則として、老人関係は、午前九時
から午後一時まで、入浴については、休館日、土曜日を除く
午前十一時から午後四時まで、児童保育については、午後一時から
午後五時まで、社会教育関係は、午前九時から午後五時まで、とい
う使用手続としては、福寿手帳所有者、該当保育者については、評
価とみなす。使用料は、社会教育施設を使用する場合の
使用料の根拠は、他市の福祉会館の調査の結果によるものであ
る。暖冷房の料金、社会福祉協議会に徴収している。使用料の下限は、
公益上の必要が生じたとしても、都庁徴収は多く、他の関係
を利用しても、もう少し考えたい。業務委託については、老人関係
、保育に及ぶ見直し、おとも、福生市社会福祉協議会に委託
する事ができることになり、十三日には、社会福祉協議会の
協議会が閉かれ、そのときの話しでは、受け入れるとの回答を
得る。用館の工期は、六月三十日となり、九月十九日見
成り、いろいろ、各種の補助金を受け、それらの竣工検査
を受けなければならず、また、本議会に備品購入費の補正予算

でお願いをし、二つの関係上、用館は、七月下旬まで予定
しているとの説明があり、質疑に及り、鍵っ子の数は、
小学校全生徒の二六パーセント、中学校全生徒の九パーセント、平均
一七パーセントと、おるものであります。福寿手帳の申し込みの
戸について、調査により、該当者二百三十九名、全員に交付
し、調査も、また、その以降の該当者については、一週間
以内に、アポイントメント、使用料は、二二パーセント、特定の使用料
経過を見、かかりは、ほとんど、市民が無料である。特定の使用料
であり、燃料費は、含まれず、福祉会館の収入として、ほとんど
はいか、であり、法の原則に従う多くの市民に無料で使用
して、もう一つの、が、たまたま、あります。教育委員会関係
の管理について、福祉事務所、職員が管理する。公益上の
必要により、使用できなくなることは、日程表により、許可とする
ので、実際には、あまりないものと思う。団体の長期使用許可
と受ける都合により、管理者の場合でも、使用目的の異なる
限り、是、つかえない。身体障害者の入浴は、同様、に考